

感染症対応マニュアル

はじめに

このマニュアルは、児童発達支援事業所 すみよしキッズにおける、職員が感染症等に的確かつ迅速に予防または対応するために必要な事項を定め、利用者・職員の生命・健康を守ることを目的とします。

感染症とは、病原体（病気を起こす小さな生物）が体に侵入して、症状がでる病気のことを言います。病原体が体の中に侵入する経路には垂直感染（母子感染）と水平感染の2種類があります。水平感染とは感染源（人や物）から周囲に広がるもので、接触感染、飛沫感染、空気感染、媒介物感染の4つに大きく分類することができます。

集団生活の場では、感染症が流行する危険性が高くなります。衛生管理につとめ、病気を早期に発見し、適切な対応をすることが集団感染を予防するために必要となります。

第1 職員の衛生管理

1. 職員が感染源とならないために

- ① 事業所で働く全ての職員は、年1回の健康診断は必ず受ける。
- ② 調理担当者は毎月2回、便の細菌検査（O-157、サルモネラ菌）を必ず受ける。
- ③ 二次感染の防止のため、事業所が定めたインフルエンザの予防接種を受ける。

2. 職員の服装及び衛生管理について

① 全職員

- (ア) 動きやすく清潔な服装。汚れたら着替えられるように準備しておく。
- (イ) アクセサリー（ネックレス、ピアス等）はしない。
- (ウ) 風邪等感染の症状がある時はマスクを着用する。
- (エ) 体調不良等や感染症に感染した恐れがある場合は、必ず上司及び管理者に報告する。
これにより勤務を考慮する。
- (オ) 指導訓練室は清潔区域、室外、トイレは不潔域と考え区別する。

② 調理担当者

- (ア) トイレに行く時は、エプロン・キャップは脱ぐ。
- (イ) 三角巾や帽子を着用し、できるだけ髪は入れる。

3. 手指等の衛生管理

① 全職員

- (ア) 爪は短く切る。
- (イ) 手に傷がある時は、児童に直接手を触れない。

② 調理担当者

- (ア) 水で手を濡らし、せっけん液をつける。
- (イ) 指、腕を洗う。特に指の間、指先をよく洗う。
- (ウ) 石けんをよく洗い流す。
- (エ) よく乾燥させ、アルコールを適量手にとり、手全体を濡らし、乾燥させる。トイレの後も同様にする。
- (オ) 手に傷のある時は、使い捨ての手袋を使用する。

③ 児童

- (ア) 来所時・トイレ使用后・食事前・外遊び後は必ず石けんで手洗いをするよう指導する。
- (イ) 共用のタオルは使用しない。

第2 事業所の衛生管理

1. 指導訓練室

指導訓練室	①床	1日の活動後、消毒液で拭く。
	②机・椅子	使用后、消毒液で拭く。
	③壁・扉・棚	1日1回、消毒液で拭く。
	④尿	専用雑巾を使用し、消毒液で拭く。
	⑤便	使い捨て布を使用し、消毒液で拭く。
	⑥嘔吐	使い捨て布を使用し、消毒液（次亜塩素酸）で拭く。
	便や嘔吐物で床などが汚染した場合	
玩具	①洗えないもの	週1回水および消毒液で拭き、日興消毒をする。
	②洗えるもの	週1回洗濯し、日興消毒をする。
就寝具	①布団	その都度干す。
排泄	①便器	1日1回洗剤で清掃、消毒液で拭く。 汚れたらその都度処理、消毒液で拭く。
	②トイレの床、ドア、壁、スリッパ	1日1回消毒液で拭く。 汚れたらその都度処理、消毒液で拭く。
消毒液の作り方	<ul style="list-style-type: none"> ・便、嘔吐物処理時（約0.1パーセント濃度） 水500mlに原液10ml（ペットボトルのキャップ2杯） ・調理器具、トイレのドア、便座等の消毒（約0.02パーセント濃度） 水500mlに原液2.5ml（ペットボトルのキャップ1/2杯） ＊手指消毒には使用しない。 ＊消毒液はその日のうちに処分する。	

第3 感染症の対応

児童発達支援事業所 すみよしキッズでの感染症の症状の予防、感染拡大防止策については、平成30年3月に改訂された「保育所における感染症対策ガイドライン」（別紙）を基本とし、対応します。